

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推5番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、3月22日に大久保博司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上名栗字秋津地内にある畑1筆、面積1,054㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、サツマイモ、ゴボウなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については自宅に隣接しておりますので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建て住宅に家族2人で居住しています。 譲受人の農作業の経験については、4年以上の経験があります。

	譲受人からは今回、ジャガイモ、サツマイモ、ゴボウなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題ありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和6年3月5日、同日農業委員会受付となっております。次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大久保博司委員、何かございますか。
10番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか
1番	学校の周辺農地で小学生が、授業の一環で畑で農作業をしていると以前聞いたことがあります、この申請地でしょうか。
事務局	学校ファームのことを指していると思われますが、この申請地ではございません。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2の案件について審議いたします。 なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、関連する事項がございますのであわせて審議いたしますが、よろしいでしょうか。
	【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2と、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。 地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推1番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、3月23日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字荻生字光福地内にある畑1筆、面積253㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではトマト、ピーマン、ニンジンなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については自宅に隣接しておりますので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、さいたま市に所有するマンションに家族4人で居住しています。

譲受人の農作業の経験については、3年以上の経験があります。

譲受人からは今回、トマト、ピーマン、ニンジンなどの作付け計画が提出されております。

通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題ありません。

また、今回、申請地の隣接地に飯能住まい制度を利用し、農地法第5条の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和6年3月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、農作業機械の導入予定はなく手作業での耕うん管理を行う予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、さいたま市内の所有マンションにて家族4人で生活しております。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探しましたが、居住地付近では条件に合う土地が見つからず、さらに選定範囲を広げ探していたところ飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請するものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請し

	ており、今後、露地野菜等を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、農地法第3条の申請と合わせて申請するものです。 飯能住まい制度としては、71件目の認定となります。類型は農地利用型での認定となります。 申請年月日は、令和6年3月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何かございますか。
2 番	特にありません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
推3 番	申請地は河川側に向かって下がっていますが、耕作するにあたって擁壁を造るなどの対策をする予定はありますか。

事務局	擁壁を造る計画はございません。一部斜面もありますが、現状のまま耕作する予定です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-3の案件について審議いたします。 なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3については、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、関連する事項がございますのであわせて審議いたしますが、よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3

推 3 番	ー 3 と、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－2 について審議いたします。 地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、3 月 2 1 日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字原市場字房ヶ谷戸地内にある畑 1 筆、面積 5 7 1 m²でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ダイコン、ニンジンなどを作付けするということです。 また、通作については自宅に隣接しておりますので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。 次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－2 について、3 月 2 1 日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字原市場字房ヶ谷戸地内にある畑 1 筆 4 9 8 m²です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の借家に家族 3 人で居住しています。 譲受人の農作業の経験については、1 0 年以上の経験があります。 譲受人からは今回、ジャガイモ、ダイコン、ニンジンなどの作付け計画が提出されております。 通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題ありません。 また、今回、申請地の隣接地に農地法第 5 条の申請により住宅を新築して自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請をするものです。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和6年3月5日、同日農業委員会受付となっています。
次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、草刈機1台を所有、また、耕耘機1台を導入する予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、市内の借家に家族3人で居住をしております。

申請人は2022年までは東京都内で自営業をしておりましたが、震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、飯能市内に転入されたものです。

現在、職場は市内上名栗地区に場所を借りて営業をしております。

仕事も順調に安定してきたことから、今回、自己用住宅建設の計画を進めるにあたり、職場のある上名栗地区へのアクセスや、春から小学生に上がるお子さんの通学などの利便性などの条件に合う土地がないか市街化区域内の土地を含め探しましたが、条件に合う場所を見つけることが出来ませんでした。

そこで、以前から相談していた不動産業者に相談したところ、申請人の希望に合う土地が見つかり、土地所有者からも売却の同意を得られたことから当該農地に住宅を建築したく、農地法第3条の申請と合わせて申請したものです。

申請年月日は、令和6年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

	2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大野忠司委員、何かございますか。
1 番	柏崎光一推進委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－3及び、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、何かご意見、ご質問等ございますか。
4 番	申請人は、10年程度の農業経験があるとのことですが、どのような形で経験をしていたのですか。
事務局	申請人の市内に在住する申請人の義父が借りている農地で、10年程度の農業経験があると聞き取りをしております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－3について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、露地野菜等の様々な品種の野菜です。 整理番号2番の方は、新規の利用権の設定と更新になります。 経営作物は、有機農法での少量多品目の露地野菜になります。 販路としては、個人宅への配送などです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、許可することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてについてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和6年1月飯能市農業委員会総会を閉会します。